

第8回孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和4年12月6日（火）10:00～12:00
2. 場 所：永田町合同庁舎第3共用会議室
3. 出席者（構成員）：

石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーション ケア科学領域教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - ・孤独・孤立対策の重点計画について
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 孤独・孤立対策の重点計画（案）
- 資料2 「孤独・孤立対策の重点計画」に関する主な論点及び主な御意見

○菊池座長 それでは、皆様、ほぼ時間になりましたので、これから第8回「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」を開催いたします。

師走の押し迫った中ですが、本日も御参加いただきましてありがとうございます。

すみません、私は、今日はオンライン参加ということでお許しいただければ幸いです。

それでは、初めに、配付資料の確認と委員の出欠状況につきまして、事務局より説明を

お願いいたします。

○石川参事官 事務局でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料につきましては、資料1と資料2を配付しております。不足がございましたら事務局までお知らせください。

次に、委員の出欠状況ですが、本日は窪田委員が御欠席でございます。また、オンラインでの御参加が、菊池座長、駒村委員、近藤委員、原田委員、宮本委員、森山委員及び山野委員でございます。なお、原田委員は11時頃から御参加の予定でございます。御承知おきください。以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、この会議におけるこれまでの議論を踏まえた重点計画の改定案につきまして議論を行わせていただきます。

初めに、事務局から資料について説明をお願いいたします。

○石川参事官 それでは、資料1を中心に御説明いたしますが、まず、これまでのこの会議における議論を振り返りますと、重点計画につきましては、毎年度を基本としつつ必要に応じて見直しの検討を行うということが重点計画に書かれております。その上で、この会議におきまして、実態調査の結果なども踏まえまして、孤独・孤立対策の重点計画について御議論をいただいたところです。地方自治体からのヒアリングの機会も設けました。

このような議論を経まして、本日、資料2として、重点計画に関する論点ごとに、この会議で頂戴しました委員の御意見を整理しております。これも踏まえながら事務局において、重点計画に反映させるべき事項について、できるだけこの場での御意見を反映した形で作ったものが資料1でございます。また、これにつきましては、各省庁における確認・調整も行いまして、資料1は、そのようなプロセスを経て策定したものでございます。

それでは、資料1に沿いまして御説明を申し上げます。

重点計画の内容につきましては、大きく現状と基本理念、基本方針等という構成になっておりますが、現在の重点計画からの変更点を中心に御説明をいたしたいと思います。

まず1ページですが、中ほどに「新型コロナウイルス感染拡大前の状況」として現状の記載がありますが、それに加える形で、委員からの御意見も踏まえまして、「また、人と人との『つながり』や人間関係を築くことが容易ではない社会になりつつある」といった文言を追加するものでございます。

また、1ページの下の方に追記する形で、社会の変化の状況を示すデータとして、国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置していること等にも表れている、といった記載に改めるものでございます。

2ページをお開きください。「新型コロナウイルス感染拡大後の状況」として、令和2年の自殺者数等の数字が記載されている部分につきましては、一部、時点更新を行った上

で、「なお」のところで、令和3年の自殺者数、DV相談件数、小・中学校の不登校児童生徒数について追記するといった内容でございます。

資料の3ページをお開きください。ここは政府の取組を記載している部分でございますけれども、従前は政府における取組を言わば時系列で列挙する形になっておりましたが、政府の取組の進展に伴いまして記載が増えることになりましたので、政府の取組の記載を本文編の末尾に移すといった整理にすることとした上で、2つ目の○で孤独・孤立対策推進会議の開催などの状況を反映した記載をしつつ、3つ目の○につきましては、この会議の場でもコロナ後の対応についての御意見があったことも踏まえまして、また、事務局から紹介いたしました、今後は単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれることに触れながら、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されるため、コロナの収束があったとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対して、政府として必要な施策を不断に検討した上で着実に実施することが必要である、このような記載にするものでございます。

続きまして、資料の4ページの一番下のほうから基本理念の記載が始まりますが、まず資料の5ページをお開きください。1つ目の○の「また」のところでございますけれども、孤独・孤立は当事者個人の問題ではなく、社会の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。このような記載を引き続き行うこととしております。これにつきましては、前回の会議におきまして、孤独・孤立の問題が個人の問題と捉えられるべきではないといったことですか、孤独・孤立の背景に社会の変化があるといったことを明確にしたらどうか、こうした趣旨の御意見が様々ございましたので、この現行の計画において、先ほど申し上げたような記載が引き続き盛り込まれているといったことを改めて確認したいと思います。

また、その次の○の、孤独・孤立の心身の健康面への影響等についての記載も、これも孤独・孤立の社会への影響についての御意見がこの会議でございましたので、この記載も引き続き維持することとするものでございます。

資料の6ページをお開きください。中ほどに予防の観点からの施策に関する記載がありますが、これにつきましては、令和3年の孤独・孤立の実態調査の結果を踏まえた「予防」の観点からの施策を推進する、という記載に改めるものでございます。

また、その次の○に、孤独・孤立に関連するデータなどに加えて国際比較の利活用も進めていくといった方針を追記する形にしております。

6ページの下の方の「(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進」についてです。ここに、当事者の中に考えられる場合として、「同世代や同性による対応が望ましい場合もあるなど」という記載を追加するものでございます。これは、前回の会議でお示した議論の整理の内容に沿ったものでありますが、この点につきましては、委員から、少し言葉の補足も含めてというような、補足しないといろいろな解釈が出てしまうおそれがあるのではないかといった御意見もございましたので、この6ページの欄外に脚注と

して、「例えば、若い世代からの相談に対して同世代の者が対応したり、女性からの相談に対して女性に対応したりすることが望ましい場合がある」、このような記載を追加するものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。「人と人との『つながり』を実感できるための施策の推進」という基本理念の3つ目ですけれども、2つ目の○に、先ほど紹介した社会関係資本に関して、孤独・孤立対策は社会関係資本の充実に資する旨を追記するものでございます。

加えまして、「また」のところでありますが「日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との『つながり』をその選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す」といった一文を追加するものでございます。

これにつきましては、委員からも、例えば地域の団体や人材の役割などについての御意見ですとか、社会環境の整備をしていくべきといったような御意見、このような孤独・孤立対策に関わる人をいかに広げていくかといったような、つながり直す等々の条件を入れておくことも大事ではないか、といった様々な御意見がありましたことを踏まえまして、それをこの一文に表現しようとするものでございます。

また、7ページの下ところに、官と民の施策・取組の連携に関する理念的なことを書いている部分ですけれども、地方自治体を含めた行政において全国の実態調査結果を活用した取組が期待されるといった御意見があったことも踏まえまして、ここに、実態調査の結果を活用しつつという文言を加える形にしております。

8ページでございます。8ページの一番上に、行政機関、特に基礎自治体における対応、推進体制につきまして、「既存の取組も生かして」というところに「重層的支援体制整備事業等の」といった記載も加えることとしております。この会議でヒアリングを行いました宇和島市の取組がこのような重層を活用しながらの事例でございましたけれども、それも念頭に置きながら、既存の取組として重層の例示をするといった内容でございます。

また、そのパラグラフの最後に、連携に併記する形で「協働」という言葉を加えてはどうかというものでございます。これにつきましては、この会議でも御紹介いたしました官民連携プラットフォーム分科会2における議論の中間整理の内容を踏まえたものです。

続きまして、8ページの「3. 孤独・孤立対策の基本方針」についてでございます。

1つ目の基本方針である「(1) 支援を求める声を上げやすい社会とする」の関連です。①は実態把握に関する記載ですけれども、ここで、データなどに加えて国際比較の蓄積・整備を推進する方向を追記の形で出すことと、令和3年の実態調査の結果で、社会環境の変化を背景とした、孤独感が高い人の割合が高い年代等、今回の実態調査の結果で見えてきた個人の状況を概括的に記載することとした上で、令和3年の実態調査の結果を踏まえて、また、令和4年に実施予定の実態調査の結果も踏まえた分析も行うということを記載しつつ、孤独・孤立の問題に至らないようにする「予防」の観点からの施策を推進する、

このような記載に変更するものでございます。

8 ページの「③声を上げやすい環境整備」のところは、従前の記載でも周囲の人が気づいたり声をかけたりするといった内容が含まれており、官民連携プラットフォームの分科会 1 における検討成果においても、このような相談者になり得る層についての記載があったことも念頭に、「声をかけやすい」環境整備という一言を加える形にしてはどうかというものでございます。

次に 9 ページですけれども、その部分の具体の記載ですが、一番上のパラグラフの中ほどに、「幼少期からの『共に生きる力』を育む教育や豊かな人間関係づくり」という記載がございます。

まず、この「『共に生きる力』を育む教育」につきましては、複数の委員から様々な、その主体などに関する御指摘、御意見があったところでございます。この記載については、もともと重点計画に「『共に生きる力』を育む教育」をこの「声を上げやすい環境整備」のための一つの取組として記載していたところであり、9 ページの欄外にございますように概念整理を行っていたところですが、今回の御議論を踏まえて改めて見直しを行いまして、「『共に生きる力』を育む教育」については、多様な人や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する体験等を学校教育や社会教育などの場で設けることを言うということで、より広い意味合いで整理するといった修正をするものでございます。

また、「豊かな人間関係づくり」ということも追記をいたします。これについても、委員からその重要性についての御発言がありましたので、本文に記載しつつ、この考え方につきましても欄外に、「学校教育、社会教育、家庭教育や地域コミュニティでのつながりなどを通じた人間関係づくりを言う」といった概念整理を行うこととしております。この点については、文部科学省にも御意見を聞いた上で、このような記載を行うものでございます。

本文のほうに戻りますけれども、さらに、「周りの方が当事者への気づきや対処をできるようにするための環境整備を推進する」といった文言の記載でございます。これは、官民連携プラットフォーム分科会 1 の議論の中でも、また、相談者になり得る層の育成に関するこの会議での御意見があったことも踏まえまして、このような周りの方の気づきなどに関する記載を追記するものでございます。

その上で、このような「声を上げやすい・声をかけやすい環境整備」に関する取組の推進に当たってはということで、一文追加いたしますが、令和 3 年の実態調査の結果を活用しつつ、官民連携プラットフォーム分科会 1 の検討成果に沿って具体的な取組を進めるといった政府の方針を追記するものでございます。

続きまして、(2) の「切れ目のない相談支援につなげる」の関係ではありますが、相談支援体制につきましては、一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制について、現在、孤独・孤立相談ダイヤルの試行を行っておりますけれども、その状況も踏まえて、今後、本格実施に向けた環境整備に取り組む旨を記載するものでございます。

10ページにお移りください。基本方針の3つ目、見守り・交流の場や居場所づくりの確保に関するところでございます。居場所の確保に関しましては、委員から非常に様々な御意見を頂戴したところでございます。官民連携プラットフォーム分科会2における御議論も紹介しましたが、それらを踏まえた記載でございます。

冒頭、「日常生活環境において」ということを書きつつ、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」の意義について、「気軽に話や相談を合ったり早期対応につなげたりする等の場になる」といった記載をし、「このような日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくり」や、委員の御意見も踏まえまして「見える化」という言葉を加え、担い手の増大を図る取組、さらに、分科会2における議論も踏まえながら、「市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する」という追記をするものでございます。

「また」の文章でありますけれども、こうした「つながり」の場づくりそのものの評価、また、効果的な運用については、従前の計画でも記載しており、これに関する委員の御意見もございましたが、これらについて「必要な方策を検討する」という旨の記載を今回してはどうかというものでございます。

次の「アウトリーチ型支援体制の構築」につきましましては、骨太方針の表記も踏まえつつ、「支援を確実に届けることができるよう」という記載をするものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。まず、「地域における包括的支援体制の推進」に関する文章のところに、福祉と教育の連携等の記載の後に、福祉と保健、さらには医療、雇用・就労、住まいとの連携ということが記載されておりますけれども、これに子育てとの連携も加えるものでございます。これにつきましては、この会議で委員から、厚生労働省において子育ての孤立をターゲットにした取組が行われているといった御紹介がありましたので、それも踏まえてこのように追記をしてはどうかというものでございます。

また、その後に、「地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備」を一文追加しております。これにつきましては、例えば、専門職の養成カリキュラムに孤独・孤立の視点、あるいは教職課程にも、という御意見がこの会議でございました。また一方で、医師とか学校の先生といった職業人から意識を変えていく必要があるのではないかといった御意見も頂戴したところです。そうしたことも含めて、さらに地域の関係者につきましましては、この11ページの欄外にもともと概念整理がされておりましたが、今般、「保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職」ということで「専門職」という言葉を加えるとともに、「学校及び教育関係者」も地域の関係者に含める形の記載をした上で、本文のほうで「地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備」と、この会議でいただいた御意見を総括的に表現する一文としてこのような追記をするものでございます。

11ページの中ほどからの4つ目の基本方針、官・民連携の強化に関する記載でございます。その中の「③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援」に関してですが、

「支援」の言葉を削除しつつ、本文のほうでは国のプラットフォームに関して「活動を促進」ということで、11ページから12ページにかけて文言の修正を行います。

また、12ページの上から3行目でありますけれども、「また、地方における連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む」ということで、いわゆる地方版プラットフォームについての取組を記載いたします。「その際、国がモデル事例を地方自治体へ提示し」ということとしております。これについては、国の役割に関して、地方に対して事例を提示するということが国の役割として考えられるといった趣旨の御意見があったことも踏まえまして、このように記載をしつつ、また、「プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる『水平型連携』を目指す」としてしております。これにつきましては、官民連携プラットフォーム分科会2における中間整理を踏まえたものでございます。

さらに、「官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意する」という文章としております。これにつきましては、この会議の場で委員から、官民連携の裾野を広げたり、民のアクターの多元化が重要である、こうしたことを今後進めていくべきといった御意見を踏まえまして、このように一文、留意点として記載をすることに加えまして、「また」のところですが、「民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進する」という一文を追記しております。これにつきましては、ヒアリングを行いました宇和島市における取組を念頭に置いて、また、委員の御意見も踏まえまして、民間企業の役割について特記する形に今回してはどうかというものでございます。

また、その記載に関連して、脚注の11のところでありますけれども、委員から御紹介がありました、例えば重層的支援体制整備事業ですとか消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会といったような仕組みにおいて必要な情報共有を行いながら、民間企業が官と民の連携に参画をする、このような委員からの御紹介があったことも踏まえて脚注に記載をするとともに、「日常の事業活動を通じて地域住民の見守りに協力する民間企業が地方自治体における官・民の連携に参画することが考えられる」ということで、これは宇和島市が重層的支援体制整備事業をベースとした地方における連携体制の中で、見守り活動に協力する民間事業者、たしか新聞配達ですとか郵便局といった御紹介があったかと思いますが、そのような民間の事業者が見守りの形で行政の連携体制に参画、協力をするという例がございましたので、そのようなことも一つの例として脚注に示す形で、民間企業についての記載を本文に追加するものでございます。

続きまして、12ページの中ほどの④、行政における推進体制の整備に関するところでございます。ここについては、「都道府県と市区町村の連携・協力を含めた」という言葉を追加しております。これにつきましては、愛媛県と宇和島市双方からヒアリングを行って、愛媛県における管内市町村に対するスタンスや対応として、後方支援といった役

割の御紹介がありましたが、そうしたことも踏まえつつ、都道府県の役割も意識しながら、「都道府県と市区町村の連携・協力を含めた」といった追記をするものでございます。

また、その段落の後ろのほうに「加えて」以降でありますけれども、「既存の取組の活用を含めて地方自治体における施策の推進に資する留意点等の情報の提供・共有を行う」ということでございます。これにつきましては、この会議の場で、宇和島市が重層的支援体制整備事業をベースに孤独・孤立対策を進めることについて、ある意味不安を拭うといえますか安心感を真に持ってもらえるようにするといった観点からの御意見があったことも踏まえまして、こうした既存の取組の活用も含めて自治体における施策を推進するように国のほうから情報提供していくといったことの一文を追加してはどうかというものでございます。

その次の4ポツの「施策の推進」の下のほうでありますけれども、実態調査の結果を踏まえて、関係府省において、「各々の所管施策に本重点計画の基本理念・基本方針が示す孤独・孤立対策の視点を組み入れて」という一文を追加いたします。これにつきましては、政府内でもこういう認識を持つべく、大臣をはじめとしてこのような方針で施策を進めているわけですが、本重点計画においても、こうした孤独・孤立対策の視点を各府省の施策に組み入れてという文言を追記してはどうかということでございます。

13ページをお開きください。最後のパラグラフで、国際比較の利活用を進めていくことも追記しつつ、「評価・検証の指標について検討する」ということでございます。この会議におきましても、評価・検証に関する論点をお示しし、それに関する委員からの御意見も様々頂戴しましたけれども、それらを踏まえて、評価・検証の指標の在り方について今後検討していくということで今回は整理してはどうかというものでございます。

14ページ以降は、説明の中でも触れました政府のこれまでの主な取組を記載する形にしております。大きく柱ごとに整理しておりまして、14ページの1ポツの「関係予算による各種施策の推進」から始まりまして、2ポツのフォーラムの開催、次の15ページに移りますと、官民連携プラットフォームの推進に関する取組状況、この中で本文の中でも触れております分科会1の検討成果のポイントですとか、16ページに移りますけれども、分科会2の中間整理のポイントを紹介します。また、16ページの中ほどから、地方版のプラットフォームの取組、また、孤独・孤立相談ダイヤルの試行の取組。16ページから17ページにかけて情報発信の充実に関する取組。17ページの中ほどに、海外連携・国際的理解の増進に関する取組。その次、8ポツが重点計画。最後に9ポツで、孤独・孤立の実態調査につきまして、17ページの下の方では、実態調査の結果から、直接質問で見えてきた、あるいは間接質問で見えてきた孤独感の状況を紹介し、18ページにかけて孤立の状況の紹介をし、18ページの上の方からは、有識者の委員から御提供いただきました実態調査の分析の主な内容を19ページにかけて紹介するという形にしております。

以上のような構成で今回、重点計画の変更を行ってはどうかという案でございます。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひしま

す。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

今、石川さんから御説明いただきましたように、これまでの委員の皆様の御意見を踏まえて、それをできる限り反映させる形でおまとめいただき、さらに各省庁との調整も済ませていただいたというところでございます。

それでは、委員の皆様からこの資料1、今、御説明がありました重点計画の変更点を中心に御意見をいただきたいと思います。なお、御意見をいただきます場合は、今日、取りまとめの回ということで予定されてございますので、これも新たな論点ではないかと出させていただいても議論する時間がございませんので、変更点についてのさらなる具体的な修正案の御意見をできるだけ具体的にいただけますと幸いです。

今回も五十音順に指名させていただきますので、御発言をお願いできればと思います。なお、原田委員は11時ぐらいにご参加と伺っていますので、最後に御発言いただこうと思っております。

それでは、恐縮ですが、会場の石田委員からお願いできますでしょうか。

○石田委員 かしこまりました。石田です。よろしくお願いいたします。

まず、取りまとめいただいてありがとうございました。短時間で本当にお疲れさまでございます。

委員長からはなるべく変更点をというようなことだったのですがけれども、改めて読んでみてちょっとこの辺、気づいたということも生かしていただければ生かしていただくというようなところでいいですし、そうでなければ流していただいて構いませんので、そういったところがむしろどちらかという目についたところがありましたので、これから報告申し上げます。

まず、最初なのですが、6ページ目の2つ目の○で、これはやはり読んでみて○の2段落目、施策としての目標として、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない、誰もが自己存在・自己有用感をどうのこうので、あと「つながり」が生まれる社会というようなことが書いてありまして、施策としては、これはもっともではあるのですがけれども、若干重いのかなというような感じがしていて、こういうようにがちがちにしようとかえって、いわゆる孤独・孤立の状態にある人は、いや、そういうところには行かないみたいな感じのところになってしまうのかなという感じがどうも読んでいてしてしまいまして、どちらかという個人を尊重しつつ必要に応じてつながるだとか、個人の状況に応じてつながるだとかというようなぐらいのほうが、今まで頼れなかった、頼らなかった人にとってはつながりやすいというか、全員つながりますみたいなことを言ってしまうと却ってそれに反発する人というのは結構出てきたりとかして、それに対してアプローチするというような方策というのものもある程度持つておくことが大事なのかなというのを読んでいて改めて感じた次第です。

続きまして、7ページ目、本当に修正点、変更点でないところばかり申し上げて恐縮で

すけれども、（３）の○の２つ目の２段落目の「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等を支援の場や疎外感が強い関係に形式的につなぐ」という、「疎外感が強い関係」というのはいま一つイメージができなくて、これはどういった関係ということなのだろうということをお自身がイメージできなかったのも、もし何かこれが分かりやすい言葉に変換できるのであれば分かりやすい言葉にさせていただければなというところなんです。

続きまして、ずっと進みまして、10ページ目の（３）の①居場所の確保のところと、あとこれは一番最後のほうにも出てくる評価に関して、やはり重要性をお自身も強く認識しております。留意していただきたいのは、結局評価、お自身、何でこんなに評価というのを気になっているのだろうというように思ったのですけれども、やはり評価をすることが排除につながるということも結構あるわけでありまして、孤独・孤立の対策なのにそれが排除につながるというのは本末転倒なので、評価が排除につながらないようにということは重々注意していただきたいというように感じました。

あと、こちらもお書いていないことでまた恐縮なのですが、地域のつながりをつくる時に例えば最近、おなんか本を読んでいますとコミュニティーソーシャルワークですとかコミュニティーソーシャルワーカーというのが非常によく出てきて、そういった人たちが地域の専門家をつなぐだとか地域の関係をつなぐということをお結構やっている自治体がありますので、そういったものを参考にするというようなことも例えば10ページであれば④辺りなのかなというように思いますけれども、そういったものも入れてもいいのではないかなというようにことは注でも構わないと思いますし、参考までに聞いていただければと思います。

一番最後、13ページ目ですね。せっかく調査したデータを使うというようにことは再三述べられているわけでありまして、私としては、使いましょう、使いましょうと言ってもなかなか使えないというのが現状だったりするので、もう少し踏み込むのであればデータ分析に関しての研究プロジェクトを立ち上げたりとかしてというように形にすると、もう少し詳しくデータ分析ができるのかなという感じがいたします。お自身の印象では、ちょっとデータ分析をするだけでもかなりいろいろなことが分かりますので、そういったものを改めて立ち上げて、そして、そういうようなところで集中的に検討することをやってもいいのではないのかなと思いました。

私からは以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

これは最後にまた皆様にお諮りしようと思っておりますが、ただいまの石田委員の御発言、ここはこういう表現ではどうでしょうかという点については、また会議を開く時間がございませんので、そこはよろしければこちらのほうで引き取らせていただいて、できるだけその趣旨を生かせるような表現が入れ込めるかどうかを検討させていただく、そういう扱いにさせていただければなと思ってございまして、そこはまた最後にお諮りさせていただきたいと思います。いずれにしても、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

す。必ず変更点についての意見しか受けつけませんという趣旨ではございませんので、よろしくをお願いします。

それでは、駒村委員、お願いします。

○駒村座長代理 よろしくをお願いします。

非常によくまとめていただいて、12ページなんかの民間の活用のところから注のところは、宇和島の話をお紹介しながら意図もよく酌んでいただきまして大変ありがとうございます。これは修文ではございませんけれども、重層的支援や消費者安全確保地域協議会、いずれも何か困窮の制度であったり、消費者保護の制度であるというように思い込んでしまうと、ほかの使い方、実は様々な使い道がある。判断力が落ちている方を見守る、こういった仕組みがまだ十分使いこなせていない、普及していないという問題意識があります。孤独・孤立というのは一つの状況、状態でありますので、それは様々な背景があつてそういう状況になっているということで、こういう仕組みを使うということ、それから、そこに民間企業が様々な関わることでこの辺が充実した取組になるのではないかなと思っています。

ちょっと表現に関して文案まではいかないのですけれども、趣旨を確認しておきたいところがあるのですが、8ページの下段のところにある「基本的に『申請主義』である制度の下で」というのは何を指しているのか、少し加えておかないとちょっと分かりづらいのではないかなと。事務局、取りまとめる際には、これはどういう制度をイメージしているのか、ちょっと解説が何か必要なのか、生活保護を指しているのか。申請主義というと生活困窮者自立支援制度関連事業、申請主義と言っているのかどうか分かりませんが、解説が何か必要なのではないかなと思っています。

すみません、また委員の議論の中でぜひという部分を気がつければ申し上げますが、取りあえず今の時点では以上でございます。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

今、駒村委員がおっしゃったのは、確かにここは曖昧だと思いますので、多分もう少し誤解のない表現ぶりにできると思いますので、そこは工夫をさせていただきたいと思います。多分基本的に多くの制度が申請主義を取っていて、その中でそういった制度を知らなかったという理由で受けられない人がいるという、要するにそういうことだと思います。ただ、それは当然には読み取れないなと確かに思います。ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。聞こえていますか。

私からも、迅速におまとめいただき、感謝いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

内容について大きな変更をお願いしたい部分はなく、追加についてもおおむね異存がございません。細かい点で何個かあります。あと、先ほどこれまでの委員からの御意見についても私の考えを述べたらいいのかなと思ひまして、まず7ページ目、石田委員がおっし

やった、ちょっと分かりづらいということでした「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等を支え、支援の場や疎外感の強い関係に形式的につながることでは十分でなく」という辺りは、恐らく「つなげばいいのでしょう」といって無理やり既存の制度における支援体制につないでしまうというようなことだけでは不十分だし、私もそういうのは逆に危ないのではないかなと思います。ですので、ここは「本人にとって心地がよく有益なつながりをつくる」とか、何かそういうような言葉が追加されればいいのかなと思いました。

あと8ページの申請主義の最後の「基本的に『申請主義』である制度の下で」という駒村委員のところについても、「本人が申請しないと支援制度が適用されないということをおっしゃっていると思いますので、そういった支援の適用には本人からの申請が必要である、いわゆる申請主義」とか、何かそのような解説をつけるといいのではと思いました。

以上、これまでのご議論に関する意見でした。ではすみません、私自身の意見をお伝えします。まず10ページ目、これはまず文言のことなのですけれども、(3)の見出しが分かりづらいというか、文法的にどうなのかなと思って、「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し」というところが、「[「づくり」が要らないのかなと思いました。「見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う」ということかなと思いました。ここはお任せしますので御検討ください。

その中身なのですけれども、これは居場所を確保するということなのですが、やはり居心地がいい居場所があるというのはもちろん最低限大事なのですが、やはり生きがいがあるとか生きている意義を感じることが大切、そういったことを考えると、地域や社会で役割を担うということ、そして、そこに貢献をするということが大事なのかなと思います。この理念は地域共生社会づくりにおける支え合いであるとかそういったところにも反映されているものであると思ひまして、今、孤独・孤立にある人を支援したり、孤独・孤立にならないように手を差し伸べる、という方向性にこの計画の理念全体がかなり寄っているように改めて思ひました。ですので孤独・孤立に至らないためにも社会に貢献する場であるとか役割を担う場、あるいは役割がある社会とか、そういったニュアンスがこの部分に入れられるといいのかなと思っておりました。これはもし反映できればありがたいと思います。

私からは以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。ただいまの点も検討させていただくということにさせていただきます。

それでは、宮本委員、お願いいたします。

○宮本委員 丁寧に各委員の議論を拾っていただき、通常、拾い過ぎると訳が分からなくなってしまうというのがよくあることなのですけれども、それどころか、非常に骨格がしっかりしたロジカルな報告書になっているのではないかなという点、本当に御苦労さまでしたというように申し上げたいと思います。

そうしたいろいろ労を尽くされて、また、座長におかれては激務の果てに体調も万全で

ないということなので、本当にここまで完成度の高い報告書なので、具体的にお願いするのはごくごく一部の修文上の御提案ということになります。大きく3点、2、理念の部分と3の方針の部分と4の施策の推進の部分について一言ずつ申し上げるということになるかと思います。

理念のところ、書き過ぎずに多様な立場が相乗りできるという条件を確保しながら、かつ踏み外してはいけない枠組みを示すというのは難しいと思うのですが、そこがクリアに3点にまとめられたというのは大きかったなというように思います。（1）社会全体での対応、（2）当事者と家族の立場の尊重、（3）実感できる「つながり」ということですね。

先ほど委員から御指摘のあった（3）、これは方針の部分になってしまいますけれども、疎外感の強い関係を云々というところは、まさにつなぐとすれば実感できるつながり、つながりの質が大事なのだということに関わっていて、ここは私自身、一番強調してきたところなので、その点はこのように上手な言い方にまとめられているということも高く評価したいというように思います。

その上で、7ページの「（3）人と人との『つながり』を実感できるための施策の推進」、2つ目の○の最後のパラグラフになりますが、まさにつながりの質の確保、選択できるつながりという点に関わって、現状では、日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、全ての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をその選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり、という文章。いろいろ入り過ぎている文章であることは否めないですが、でも、こういう形にいろいろ拾っていくとなってしまうものだという事はよく分かります。

ただ、その選択は何の選択かというのが分からないので、恐らくこれは人々がつながる際にそれぞれの選択が生かされるということだと思いますので、「人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下」という言い方はいかがかという御提案です。

次に、孤独・孤立政策の方針の部分ですが、ここもその方針が非常にクリアに形式化されているというように理解しています。1、声を上げやすくする。2、その上で声を受け止める相談支援、3、その上でエンパワーのために場につなぐ、あるいは場をつくるということですね。そして、4では、以上の1から3の実施のために官・民・NPO連携の形をつくる。こんな形できれいに処方箋がまとめられているという印象です。ただ、この点については、修文ということではなくて、あえて欲を言えば、やはり声を上げやすくするというのはどういうことなのかということが、これはまだまだ経験が積み上がっていないというところもありますけれども、いま一つ明確でないというか、もう少し読み手に具体的なイメージが伝わるとよい。これは念のため申し上げますと、この報告書の文章を変えろということではなくて課題として申し上げます。

イギリスでは、2019年から政府のプロジェクトでレッツ・トーク・ロンリネス、孤独について語ろうキャンペーンが行われて、これは明らかに声を上げやすくするためのキャ

ンペーンであった。そのポイントは何かという、イギリスで実施された調査では、4人に1人が週末に孤独を感じる、あるいは18歳から24歳の若者については75%が孤独を感じているということを強調し、孤独を感じるのは今や当たり前であって決して恥ずかしいことではない、スティグマを除去するという言い方をもう政府がしていますけれども、それがキャンペーンの中身だったということですね。

日本の調査もかなり似たような結果を示しているのではないかなというように思います。先ほどの話の中でも、8割の国民が実は何らかの形で孤独・孤立を感じている。ただ、その辺り、あまりこれは露骨に言うとは少し逆から反発もあるのかなということを心配されているのかもしれませんが、この辺り、どういうように声を上げやすくするか、孤独であることは恥ずかしいことではないという、そういう理解を広げていくのかということは課題だなというように思います。

その上で、修文上の問題が一つあります。これは8ページの(1)の③、実は先ほど駒村委員あるいは座長も言及されたところなのですが、私もこの申請主義は引っかかりました。特に後のほうでアウトリーチ等々、ポスト申請主義の手法が提起されているだけに、基本的に申請主義である制度というように断じてしまうところは引っかかるなというように思いました。

最小限の変更で済ますならば、これまで「申請主義」を基本としてきた制度の下でということで、ここは変えていく必要があるよというニュアンスをにじませるとか、もう少しこの申請主義の制度が具体的に提示されることでその範囲が確定されることが大事なかなというように思いました。

もう一つ、先ほどの疎外感を感じる、疎外感の強い関係という部分ですけれども、白状すれば、これは恐らく私の言葉遣いを拾っていただいたということになるかと思います。ただ、先ほど申し上げたように分かりにくいというのはあるかと思うのですが、分かりやす過ぎるというののもちょっと角が立つところがありまして、言ってしまう例えばボス支配が横行する地域コミュニティにつないでも、みたいな言い方をしてしまうのもためられるなというところで、あとはもう一つ、こういうつながり、つながりと言うと、一部の立場あるいは一部の世代からは反発が来るということがあって、そういう世代に対して、あなたたちが警戒しているようなつながりにつなぐわけではありませんよというメッセージを送る際には、疎外というフレーズが結構効くかなというところもあったりするという、そういうことを考えているということでもあります。

先ほど近藤委員から御提案のあったような言い方で変えるということも一つの方法だというように思いますが、疎外という言葉を残していただくのも、ある読み手に対するメッセージとしては効用があるかなというようにも思ったりもします。

すみません、長くなって、最後、推進というところですが、ここも具体的な修文というよりは課題としてお示しするならば、官民連携プラットフォーム、推進事業に参加した各自治体がこれからこの孤独・孤立対策の重点計画が示されたからこそ可能になった

新しい施策に足を踏み出さねばならないし、そこからいろいろな経験が出てくることでこの事業が前進するのだというように思っております。そういう意味では、ここまできれいにまとまった報告書、重点計画なのですけれども、では、具体的に何をするのか。この計画で何が可能になったのかということはまだ必ずしも明示され切っていないということは自覚する必要があるかなというように思います。

その場合、官・民連携という言葉が結構使われてきたのですけれども、これまではある官の特定の部局が民の特定の部局と一体化していくという、そういうニュアンスがあったわけですが、ここでの官・民連携というのは官・官連携と民・民連携がクロスする。官・官連携というのは、都道府県と市町村が愛媛県と宇和島市のような形で新しい関係をつくっていくということ。それから、民・民連携というのは、一連の御指摘があった民間企業に加えてNPO、社会福祉法人が新しいつながりをつくっていくこと、その両者がクロスして様々な創造的な取組が可能になるということだと思いますので、その方向をぜひ対策担当室も自治体とコミュニケーションを強める形で、自治体が逡巡しているような施策にも足を踏み出せることができるような安心感とインセンティブづくりをお願いできればというように思います。例えば商工会議所と社会福祉法人なんかの新しい関係がここから出てくるといいなどということも期待しております。

長くなりましたが、以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。全体の骨格をさらにもう一度確認的にお示しいただいた上で、具体的な修文までいただきましてありがとうございました。

それでは、森山委員、お願いいたします。

○森山委員　私からも幾つかお話しさせていただきます。

お取りまとめ、ありがとうございました。具体的には、10ページ目の①、居場所の確保の部分なのですけれども、委員の先生方からもいろいろお話があったかと思うのですが、多様な各種の「居場所」づくりや「見える化」というところで、この「見える化」という言葉がどこにかかっているのかというのが少し初見の方には分かりづらいかなというのを思いました。これを入れるのであれば、私がそう感じているだけかもしれないのですが、「見える化」というところがもう少し何の「見える化」なのかというのが分かりやすくなるというのではというように思った点が1点と、この案の中でずっと当事者や家族等という言葉がたくさん出てくると思うのですけれども、この居場所の確保の中にも当事者だけではなく、当事者や家族など家族等とかというように家族も入ってもよいのではないかとというように思ったのがまず1点目になります。

続いて、11ページ目のところの注釈部分になるのですけれども、これは以前から書かれていた部分ではあるのですが、ゲートキーパーの定義のところの部分の部分が少し気になっておりまして、もともと自殺対策の中でも大綱などで「自殺の危険を示すサインに気づく」というところが入っていたこともあってこの部分がよく引用されることが多いのですが、「自殺の危険を示すサイン」がある場合だけではなくて、ここでは「悩んでいる人に気づ

く」という方をもう少し広げた方が良いのではないかというように思っております。そのため、この部分のゲートキーパーの説明では、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る」というところだけでもいいのではないかというように思っております。ただ、これは以前から記載されており、厚生労働省さんとも調整をされているかと思しますので、あくまでも私の意見で、ゲートキーパーについては自殺対策の中でも定義が分かれてはいるのですが、少し広い定義のほうにしてもいいのではないかというように思った次第です。

この先はちょっと細かい点になるのですが、14ページ目の部分で、これは政府の取組なのでこの言葉を使われていると思うのですが、最初の○の部分の中で2段目、生活支援と自殺防止対策、これは前も同じ言葉が出てきているのですが、自殺防止というように限定せずに自殺対策という言葉でもいいのではないかというように思った次第です。

あと、これは単純な文言の部分なのですが、同じ14ページ目の下から2つ目の○の部分で、令和3年2月にはというところで読点が2つ入ってしまっているというところが1個、気になりました。

あとは、またこれも細かい点なのですが、「子ども」という言葉も漢字と平仮名、「ども」のところが分かれていて、子供の居場所づくりというのは恐らく使われている言葉としてあると思うのですが、1か所だけ「子ども」の「ども」が漢字になっているところがあったので、この部分が気になったところです。

他は例えば「共に生きる力」のお話であったりとか、相談に関して同世代や同性による対応について私が前回、御意見させていただいた部分についても少し注釈という形で配慮いただいているので、私のほうからはその部分、今までお話しした部分が気になった点になります。

以上になります。

○菊池座長 細かな部分まで見てくださってありがとうございます。事務局には精査していただきたいと思っていますので、ありがとうございました。

それでは、山野委員、お願いいたします。

○山野委員 山野です。

本当に意見を網羅いただいてきれいに取りまとめていただき、ありがとうございました。その上で、私も無視していただいてもいい意見でもあるかもしれませんが、何点かお伝えしたいなと思います。

まず初めの7ページの辺りにある、これは私、うまく伝わっていなかったのだと思うのですが、実はちょっと話がそれる感じですが、この2週間ぐらい前にもある学校で自殺の中学生、同じ自治体で2件発生しました。そういうことが身近な世界にいる私から見ると、やはり初めに○の予防というところで何度か意見をさせてもらったのですが、先ほど宮本委員もおっしゃられていた、具体的にこれがすぐ施策的になるわけではないことも十分承知しているのですが、皆さんが動き出せるインセンティブづくりに踏み込める何

か支えになるものになればいいなという意味で、ずっと申し上げている意見です。

乳幼児期は全ての子供たちを把握しながら、いろいろな意味で保健師さんを中心に対応が考えられているのですけれども、学齢期になるとそういう仕組みがなくなるので、やはり取りこぼしていくのですね。それで今の自殺のような案件も出てくるわけですが、どこにどういように入れたらいいのか、予防的というところで人生の初期段階である乳幼児期とか学齢期に取りこぼしがないように全ての子供たちを検討していけるような場。私はスクリーニングという言葉を使っていますけれども、そういう場を今後つくっていけるような何か取っかかりになるような、これを基にそういうことを考えていこうとなるような文案があるといいなと思いました。

私のイメージは、人生の初期段階にそれが全ての子供たちに影響し、教員とか保護者とか皆さんが多く関わっていくので、その人たちが大人になっていく、30代の孤立・孤独の高さ、石田先生からの御報告もありましたし、社会的包摂していく、全てを包摂していくためにはスタートからが大事ではないかという意味で、もう少し踏み込めないか。「乳幼児に引き続き、全ての子供たちを検討できる場をつくっていく」というような文言が入れないかなというように思いました。

○菊池座長 山野委員、すみません。今のは具体的にこの辺に入らないかとか、そういう御提案はございますか。

○山野委員 7ページの最後の○のところの「孤独・孤立の問題が顕在化する前の『予防』的な対応」と書いてくださっている、この対応のもう一つ前なのですけれども、検討したり、把握できるような仕組みということなのですが、ここを申し上げたつもりでした。すみません。7ページの一番最後の○のところ辺りかなと思いました。

○菊池座長 分かりました。

○山野委員 すみません。それから、それは生きる力のところにも、ちょっと前後しますが、9ページに生きる力のことも書いてくださっていて、ここも非常に苦労して書いてくださって、そこにもつながると思うのですけれども、私が言いました人生のスタートから社会的包摂ができるためには、この生きる力のところで教育に生かしていくのだということも採用していただきました。ありがとうございます。

ここは1点だけ、欄外のところで、小さな数字の8番の学校教育や社会教育などの場で設けることを言うというように書いてくださっているのですが、この学校教育や社会教育が協働するということも、今、学校教育は学校教育だとすごく縦割りになっているので、学校教育の中で社会教育のことが考えられるように、ここを「学校教育や社会教育の協働の場」というのも追加。別々でやるのではなくて協働してこれは取り組んでいくのだというようにすることも含んでいただけたらありがたいなと思いました。

それから、1個戻って、すみません、8ページの一番上の行で重層的支援事業のことを挙げてくださいました。これはおっしゃるとおりなのですが、取っかかりとして、報告自治体の中でもありました重層的支援事業で孤立・孤独が始まっていくということは

本当に多いパターンだと思いますし、でも、あのときにも意見を申し上げたように、これだけが列挙されると皆さんが逆にこちらへ行ってしまうと、そうすると何を懸念するかというと、あのときに言いました、子供や児童福祉関係、子供関係、子育て関係が落ちやすいというように感じています。なので、何か列挙していただく。例えば児童の中で子育て支援、重層の中に位置づけられていますけれども、そういった子育て支援拠点事業とかもありますし、全国のひろば事業なんかも中間組織として社会福祉協議会と同じように乳幼児期には、ひろば全国協議会がすごく中間組織の立場として機能されていると思うので、何か列挙ができないのかなと思いました。

今、申し上げた中間組織のことも10ページ、先ほど石田委員がコミュニティーソーシャルワークのことをおっしゃってくださいました。社会福祉の私とか、原田先生はよりもっと御専門ですけれども、とてもうれしい御発言だったと思うのですが、そういった中間組織としてそれぞれの居場所が機能するようにというようなことを働きかけている組織があるのですね。それが社会福祉協議会だったり子育て支援だったら今、申し上げたひろば全国協議会だったりというような中間組織のことを社協だけではなくて子育ても含めてこの3番の見守り・交流の場の項目のところに、どこかに入れ込めないかなというようにも思いました。

それから、あと2つですね。すみません。11ページに子育てを入れていただきました。ありがとうございます。ここはもう一番上の行で転職支援とか職業訓練とか例示があるのですけれども、もし可能であれば、子供系の事業を入れてもらえたらなというように思いました。

それから、最後に、13ページ、これは何人かの委員の先生方もおっしゃった評価のところと、もっと前の12ページの全国調査の部分と関係すると思うのですけれども、単に全国調査あるいは各自治体で調査をしましょうということだけではなくて、やはり最後の評価の指標をどうするかということに絡んでくるのですが、ぜひ施策に次、生かされていくとか、見直しをするために調査を毎年やっていくということはプログラム評価のようにこの取組をやったからこの評価点が上がりましたよ、みたいな、それは単純に先ほど石田委員がおっしゃられた誤解を生じるような出し方では困ると思うのですが、評価を生かした調査を組み込んでいくとかというような文言、全国調査のところにはそんな文言が入れないかなと思った。

最後の13ページの評価のところは、先ほど先生方がおっしゃられたイギリスとかだったら中間組織があって、国の事業とかを研究者が評価していたり、そういう集団組織があったりしますよね。そういった絶えず分析をきちんとしていく、それによって連動してよりよいものにしていくというような研究分析とのこと、先ほどどなたかの先生、石田先生でしたか。おっしゃられたようなことが書き込んでいただいたらなというように思いました。単に評価をしますということではなくて、それが「持続可能になるように継続していく」とか、「プロジェクトを立ち上げていく」とか、そういった見通しが持てたら、可能

かどうか分かりませんが、あったらいいなというように思いました。

すみません、以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。いただいた御意見、どういう形でどこまで反映できるか、事務局とも相談しながら前向きに検討させていただきたいと思います。

1点、8ページの重層的支援体制整備事業の点がございましたが、この中で子どもの話が出ましたけれども、この事業は当然子ども分野も対象になっているというのは御案内のとおりかと思いますが、中でも実態として自治体の多くがうまく子ども分野を取り込んで運営することに課題を持っているところが多いという話は聞きますし、子ども分野からは警戒感を持たれているというような話も聞かなくはないのです。ただ、それはもう重層的支援体制整備事業の中身の話、あるいはその運用の話に踏み込んでしまうので、この事業の中で子ども分野の取組とかほかの分野もそうですけれども、事業の中身に踏み込んで書き込んでいくのはちょっと難しいかなという印象を私自身は持っていますが、そこも事務局とも相談させていただきたいなと思ってございます。

○山野委員 ありがとうございます。

先生がおっしゃるとおりなのです。だから、どういうように、全く違う事業の列挙なのか、子供系が多分これはおっしゃられるとおり課題がそこにあるので、重層的支援事業と見たときに皆さん、子供をあまりイメージされないという問題ですね。本当は入っているのです。

○菊池座長 そんなことはないと思いますが、そういうように思う人が多いというのは事実なのでしょうね。だからそういう御意見が出てくると思うのですが、いずれにしても、これは各省庁の事業の中身の話になってくるので、あるいはその運用の話になってくるので、子ども、高齢、障害、困窮、4つを並べるぐらいまではできると思いますが、それ以上踏み込んで書き込むことはこちらの内閣府の検討としては厳しいかなと私自身は考えております。

○山野委員 分かりました。

○菊池座長 一旦引き取らせていただければと思います。

○山野委員 先生、ごめんなさい。だから、この重層的支援の中で子供という意味だけではなくて、そこはおっしゃるとおりだと思うので、この「等」と書いておられるこの「等」で、重層的支援事業以外で何かを並べることができたらいいのかなという、初めはそういう意味でした。でも、お任せします。おっしゃっていることはよく分かります。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。そこに「等」がどういうものがあり得るかということも含めて検討して、事務局にお考えいただくことにもしたいと思ってございます。どうもありがとうございました。すみませんでした。

○山野委員 ありがとうございます。すみません。

○菊池座長 それでは、横山委員、お願いいたします。会場からお願いします。

○横山委員 短い時間にたくさんの資料を非常に分かりやすく整理いただきまして、また、関係省庁の調整もいただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

少し意見を述べさせていただきたいと思います。非常に細かなところで大変恐縮なのですが、まず1ページのところの「①新型コロナウイルス感染拡大前の状況」ということで、追加の赤のところの文言がございまして、ここの最初の○のところ、また、またというのが重なっていますので、もしよろしければ、どちらか「また」を取っていただいたほうが文言としてはきれいかなと思いました。

あと11ページのところでございます。こちらは山野委員の御指摘にも関連するところでございます。11ページの3行目のところ、「また、地域の関係者が連携・協力しつつ、福祉と教育の連携」ということの文言が記載されているのですが、こちらのところであれば福祉、保健と教育の連携というように保健という文言を可能でしたら入れていただければ幸いです。

その理由でございますけれども、例えば乳幼児期に発達などに課題を抱えておられる家族の支援を保健関係者で支援をしても、学校に行かれますと支援が切れるということがよくございます。学校と保健との連携の重要性については、これまでも指摘されているところではございますが、なかなかそこがうまくできないという現状もございまして、この重点計画で保健と教育の連携ということの重要性が分かるように文言を追加いただければ、非常にありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと12ページの「④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備」の箇所ので地域の実情に応じた施策の展開が記載されていまして、これまでも保健分野では地域の実情に応じた施策の展開が行われてきました。少し懸念されるところでは、地域の実情に応じた施策を展開することで地域格差が広がらないかということが気になるところでございます。

そのため、もし可能でしたら、13ページの下から3行目のところで、「併せて、毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しの検討を行う」という箇所に、「毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しを行うとともに、各施策が国民のための孤独・孤立対策としてさらに発展できるよう施策の見直しを行う」などの国民の視点を入れた施策の見直しについての文言を追加いただければ幸いです。

今までいろいろな先生方からも海外の事情を話されておられますけれども、海外、特にフィンランドの政策担当者と話すこともございまして、政策を検討されますときに国民の評価というのは非常に重要な視点として政策や施策に反映されています。この孤独・孤立対策の重点計画では当事者とか家族という文言が重要なところで記載もされているところでございまして、その視点がさらには国民全体に資するという施策になるような評価といいますか、そういったところを入れていただければ非常にありがたいというように思いました。

石田委員から御指摘がございました研究プロジェクトでございますが、それには賛同いたします。そういう研究プロジェクトから政策につなげていくということができれば本当にすばらしいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○菊池座長 ありがとうございます。文言の御提案、それから、最後の御提案、ありがとうございます。最後に関しては施策の見直し、本重点計画の射程にも関わってくるので、ここは事務局に御検討いただかなければいけないところかなと思いました。ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、原田委員、お見えですので、どうぞよろしく願いいたします。

○原田委員 原田です。遅れての参加で申し訳ありません。

今まで先生方がお話しいただいたところと多分重なるのだろうと思いますけれども、お許しいただければと思います。

まずもって事務局の皆様方にこういった取りまとめをいただけたことを感謝申し上げることが大前提の中で、この間、議論してきたことが盛り込まれておりますので、補足という程度の話になります。

大きな柱は2つです。

一つは、この間、議論の中でもしてきたことですが、この孤独・孤立の対策というだけでなく、むしろ孤独・孤立を生まない社会をどうつくるのか。理念の話を前回もさせていただきましたが、その辺りが例えば6ページ、7ページの辺りのところで触れられてはいるのですが、もう少し強くそのところがあってもいいかなというのがあります。

具体的には、例えば6ページの2つ目のポツのところに予防ということを大事にしてくださいというのですが、この辺りのところに「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、これは逆に言えば孤独・孤立による排除を許さないとか排除しないという、もう少しその辺のところを積極的に孤独・孤立によるどういう教育や地域づくりの中でどういう社会をつくるのかというところが明確に示すほうがいいのではないかと思います。その次のところ、7ページのところの上から3つ目のポツにウェルビーイングであるとか社会関係資本の充実という記載がありますが、まさに社会的包摂のソーシャルインクルーシブな社会をどうつくっていくのかというようところが、この孤独・孤立対策のその先にある社会像としてあってもいいのかなと感じたところが一つです。

それから、もう一つは、具体的な支援対策、体制をどうつくっていくかということですが、9ページからのところになります。(2)のところに「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」ということで、これもこの会議の中で何度か先生方と議論がされたところですが、SNSの相談みたいなものがぐっと広がる中で、いわゆる地域という市町村の圏域を超えたところでの相談と、逆に市町村のところをどうつないでいく

のかというところが非常に重要なポイントになると思います。前々回でしたか、地域を超えた支援体制という言葉が非常に印象的だったのですけれども、その地域を超えた支援体制というのは、いわゆる従前の市町村の枠を超えた、そういう行政単位の枠を超えたところでどういうネットワークをつくっていくのか。

これについては、10ページや11ページのところで具体的なプラットフォームのことですとか、地域における包括的支援体制の推進ということが描かれていますけれども、一番大事なのは、地域を超えたところで相談を受けてくださっているNPOと逆に市町村での社会福祉法人や行政、社協もそうですが、そことのつながりをどうするかという具体的な支援のシステムをどうつくるかということです。もちろんプラットフォームをつくって、まずはネットワークをつくって顔見知りになってやっていきましょうという戦略はよく分かるのですが、もう少し具体的にNPOがキャッチした人数をどう市町村の社会資源につなげていくかみたいな体制整備があってもいいのかなというのが一つ。

それから、同じく9ページの②の人材育成のところですが、これも前回、先生方と議論の中で、この人材育成が大事だという中で出てきた話なのですが、特に最後の2行目のところ、福祉・保育・教育等の複数の分野に関わる専門的知識の中でしっかり孤独・孤立のことをカリキュラムの中で位置づけていくという話は出てきたところかと思います。

ただ、括弧の中で複数分野の資格の取得を含むというのですけれども、ここはこの会議の中ではあまりここまで踏み込んだ議論はしてきてこなかったかなと思うのですね。複数資格の取得までは少し言い過ぎかなという気もしているところです。むしろ、例えばどの教員になるにしても、ソーシャルワーカーになるにしても、あるいは医療・保健職になるにしても、やはり孤独・孤立という、そのことをどの分野のカリキュラムの中でもしっかりと位置づけていくという、そういうようなことがまずは必要なかと、その辺りのところを明確に書いていただくということが次のアクションにつながっていくのかなと思ったところです。

以上です。ありがとうございました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

○石川参事官 すみません、座長、事務局から1点説明、よろしいでしょうか。

○菊池座長 どうぞ。

○石川参事官 すみません、事務局でございます。

先ほど原田委員から御指摘があった、専門職の養成カリキュラムに関しての記載については、実は冒頭の資料の説明の際には申し上げたところではあるのですけれども、そうした御意見を踏まえて記載をしている部分がございます。11ページの上から何行目かのところに「地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備」という言葉を追加しております。ここは、地域の関係者の中に、脚注に保健・医療・福祉等の専門職という言葉を加えるなどした上で、この地域の関係者が理解を深めるための環境整備、ここは、前回の会議、あるいは先ほど原田委員から御指摘があった、養成カリキュラムにおけ

る孤独・孤立を学ぶ関係とか、他の委員からも医師などの職業人においてそうした認識を持っていくといったこと、そのような御意見を踏まえて、総括的ではありますが、この11ページのところに記載をしている形にはしているということを改めて御説明させていただきたいと思います。以上です。

○原田委員 11ページの説明、よく分かりました。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

私からは特に意見などはございません。これまで何度か自治体の福祉部局での取組、包括支援体制整備、重層的支援体制整備事業の取組と孤独・孤立対策が連携していけるような方向で持っていったほうがいいのではないかと趣旨の発言をさせていただいて、それを十分盛り込んでいただきまして、どうもありがとうございました。

まだ少し時間がございますので、追加で御意見ありましたらいただきたいのですが、1点、7ページの「疎外感が強い関係」、幾つか御意見いただきまして、それに対して宮本委員から趣旨に関する御説明がございまして、これを残しておくか、あるいは近藤委員が御提案されましたけれども、表現を変える方向で考えるかという、いかがでしょうか。この点、宮本委員の御意見をいただきまして、それに対してほかの委員からさらに何かございましたら、お願いできればと思うのです。

○石田委員 座長、よろしいでしょうか。石田です。

○菊池座長 石田委員、お願いします。

○石田委員 言い出した人間でもありますので、宮本委員のお言葉を伺って、この言葉の趣旨が非常によく分かると同時に、私自身が一番最初に申し上げた最初の標語の3点みたいなのがちょっと重いのではないかというのは、これはまさに宮本先生がおっしゃっていた、いわゆる本人が疎外感を感じてしまうような関係に無理に取り込んでしまう、その危険性みたいなものというのを和らげるようなものを入れる必要があるのではないのかなというように感じていた次第です。

ただ、やはり疎外感が強い関係だとちょっとイメージするのが難しいので、もし変えるとしたら、例えば本人が阻害を感じるような関係とかになると、その人が入ることによって何か疎外感を感じたり、嫌な気持ちができるのかなというような気がするので、そういった形の修正はいかがでしょうか。

○菊池座長 ありがとうございます。

あと近藤委員からも何かございましたら。

○近藤委員 私は特に強い意見があるわけではなく、こういうことなのだろうなという解釈を述べた限りですので、特に追加の意見はございません。

○菊池座長 ありがとうございます。

宮本委員、今の石田委員の御意見に対して何か。

○宮本委員 今、石田先生がおっしゃっていただいたのがよいのではないかな。本人が疎外感を感じるような関係等々、細かいところはお任せしますが、そちらのほうが私

自身の趣旨としてもより明確になるかなというように思います。ありがとうございました。
○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、今、石田委員、宮本委員からその方向でという御示唆をいただいたと思いますので、そのような表現でまとめさせていただきたいと思いますが、駒村委員からございますか。

○駒村座長代理 今のところではないのですけれども、よろしいですか。

○菊池座長 どうぞ。

○駒村座長代理 9ページの複数分野の資格のところ、原田先生がおっしゃったのは、この表現は削除とおっしゃったのか、そこの辺、確認をしたいと思いました。

○菊池座長 原田先生がおっしゃった部分の確認。

○駒村座長代理 言及されたので、その部分、はっきり理解できなかったのも、念のために。

○菊池座長 すみません、原田委員。

○原田委員 9ページの一番最後の行のところ、そのところに括弧書きで「複数分野の資格の取得を含む」ということがあります。これは共通課程をつくろうというほかの会議とかで議論されている文言なのだろうと思うのですけれども、この孤独・孤立の中でここまで踏み込んで複数分野の資格を取得することが施策として必要かというのはまだ十分議論されてない部分だと思います。むしろ、この間、議論してきたのは、それぞれの専門職の中で、繰り返しになりますけれども、先ほど言った孤独・孤立のカリキュラムを入れるとか、これからの支援の在り方をしっかりとしていくという議論はこの間、してきたところなので、ここの辺りがどうなのかというところで削除まで求めるという強い意見ではないですが、わざわざここを表記しておく必要があるかどうかというところの確認でした。

○菊池座長 駒村委員、よろしいですか。

○駒村座長代理 ちょっと唐突な感じはしないわけでも確かにはないなとは思いますが。一方で、複数資格の議論というのは確かに別のところでやっている話なのですが、複数資格を持つことによってお互いの専門性を理解できるという中で、この孤立・孤独に関して異なる心理の分野や障害の分野や高齢の分野の方が同じ言語で話ができて情報を共有し得るという話なのかなと思っていますが、そういう議論がなくて唐突に出ているという感じなので、書くならもう少し書き込まないと確かに唐突感はあるかなと思ってお聞きしていました。原田先生がおっしゃる、急にがあるなというのは、それは確かにそんな感じがします。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

事務局はこの点に関していかがでしょう。これは今まで去年からあった表現ですね。

○石川参事官 これは、昨年の議論を踏まえて、この会議でも御確認いただいた上での表現になっているということでございます。

○菊池座長 ここのところ、経緯とかは覚えておられないですね。

○石川参事官 確認すれば分かります。

○菊池座長 今、複数御意見が出たので、一応要検討ということでもよろしいですか。引き取らせていただいて。

○山野委員 山野です。いいでしょうか。

○菊池座長 山野委員、どうぞ。

○山野委員 こういう連携・協働だったり、ネットワークだったりというところでは、今、駒村委員もおっしゃられたようにもう少し書き込めば私はあっていると思うのです。やはりいろいろな領域の複数分野の相手の分野のことを知らないと言はなかなかにできないので、専門的人材としたら資格を取るという、そこまで強い話ではないのかなというように読んでいました。なので、知識として習得しておくことは重要ではないかと思いましたが、前段にちょっと足されたらいいのではないかと思います。

○菊池座長 ありがとうございます。

先ほど原田委員が御提案されたような例示されたものも含め、まさにここには「を含む」と書いているのでいろいろあるという前提でしょうから、少し書き込むことで生かせるというようなことでもよろしいですかね。そうすると、原田委員、駒村委員の御意向にも沿った形かなと思いますけれども、事務局はどうですか。

○石川参事官 ありがとうございます。

この部分、知識を習得できるような工夫のところ、より幅広く読めるような形の表現を今日のお話を踏まえて何かできるかどうかは、一旦検討させていただきたいと思います。

○菊池座長 ということで、すみません、今日のところは今のぐらいいましか議論できないのですが、方向性だけお示しするという事で御理解いただければと思います。

ほかには委員の皆様からいかがでしょうか。会場からございましたらお声がけいただきたいと思いますが、会場参加の先生方、ございませんか。

○石川参事官 特にないようでございます。

○菊池座長 よろしいですか。

オンライン参加の先生方、いかがですか。特によろしいですか。

○山野委員 1点だけごめんなさい。山野です。

○菊池座長 どうぞ。

○山野委員 すみません。先ほど森山委員がおっしゃられていた10ページの何を「見える化」するのかという「居場所の確保」のところ、多分これは私が意見を言わせてもらったので私もここを言おうと思っていたのですが、「居場所」づくりが「見える化」ではなくて、居場所づくりや居場所の「見える化」なのかなと思って見ておりました。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

おおむね意見をお出しいただいたかと思いますが、本日の議論、ここまでとさせていただきます。

ただきたいと思います。様々な貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の皆様の御意見を踏まえまして、重点計画の改定案の修正につきましては、事務局において改めて整理するようお願いしたいと思います。恐らく軽微な文言修正ですとか表現の追加、どなたからでも御異論はないだろうということについてはそのまま盛り込ませていただく方向で進めさせていただくことになるかと思いますが、それ以外のご意見については検討の上、可能な範囲で反映をさせていただくということになるかと思いますが。

ということで、やや不確定性を持たざるを得ないのですが、それも含めて修正の中身につきましては私に御一任いただけますとありがたく存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

御異論ございませんようですので、それでは、そのようにさせていただきます。

重点計画の改定案につきましては、事務局から各委員へ御報告をさせていただくことといたします。また、重点計画の改定に向けたその後の手続については、事務局にお任せしたいと思います。今後の進め方について事務局から御説明をお願いいたします。

○石川参事官 本日はありがとうございました。

重点計画のさらなる修正につきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして、座長と御相談して整理をさせていただきたいと思います。また、重点計画の改定案につきましては、事務局から改めて各委員へ御報告をいたします。

今後の手順でありますけれども、本日の会議にお示しした重点計画の改定案につきまして、パブリックコメントを行いたいと考えております。また、重点計画の施策編もございまして、その施策編も含めて政府内での調整などを今後引き続き行ってまいりたいと思います。そのうえで、目途としては年内に政府の孤独・孤立対策推進会議におきまして重点計画の改定を決定するよう進めてまいりたいと思っております。

こうした政府として最終的に決定する過程におきまして、重点計画についてさらに修正などが加わる可能性がございまして、そのような可能性があることにつきましてはあらかじめ御承知おきいただけますと幸いに存じます。

今後の有識者会議の開催につきましては、審議が必要な時期が参りましたらまた改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

今、御説明いただいたように、審議会の取りまとめでしたらこれでまとめになるのでしょうか、政府の計画なので、こちらで確定したものが政府としてさらに修正が加わる可能性があるという、これはもう性格上、そのようなものになっているということであろうと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。今回、文言の修正が入りましたけれども、コロナ収束でこの計画に向けた議論が終わりというわけではない。孤独・孤立対策は継続されるものだという文章が入りましたが、この会議が重点計画のさ

らなる改善の方向に向かって継続していく、また、先生方と御議論させていただく次の機会を待ちたいと思います。

今回も大変御尽力を賜りましてありがとうございました。それでは、今日はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。